平成２３年（フ）第１５５号
山梨県甲府市古府中町4810番地３埴原ハイツ304号室
債務者　雨宮千登里
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
長野市若穂綿内4805番地１
債務者　小林　　幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
長野県飯田市吾妻町88番地
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２４号
長野県飯田市松尾久井2503番地３
債務者　大沢　信次
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２５号
岐阜県美濃加茂市田島町３丁目11番地８シャンベール森川Ａ202
債務者　高橋　央純
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３２号
岐阜県加茂郡川辺町比久見1645番地３
債務者　小栗　定美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３５号
岐阜県可児市広見1253番地３　コーポ伊川Ｂ―105
債務者　服部　　修
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２２号
岐阜県高山市上岡本町８丁目266番地
債務者　澤山　浩美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
三重県桑名市大字安永1580番地
債務者　野田しのぶ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
三重県桑名市長島町福吉926番地６
債務者　谷奥　盛朗
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
三重県桑名市高塚町５丁目45番地２　Ｄ号
債務者　向畑　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
三重県四日市市大治田１―２―11　Ｂ302、住民票上の住所三重県四日市市追分１丁目８番18号
債務者　平子　伸一
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
三重県四日市市中川原３丁目１番16号
債務者　細田　晃代
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
三重県三重郡菰野町大字菰野2204番地１　エルセントラル菰野201
債務者　渡邊　栄太
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
三重県三重郡朝日町大字小向816番地１
債務者　前田　保子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
三重県四日市市尾平町3050番地２
債務者　伊東　光代
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
滋賀県彦根市東沼波町1116番地１　101号
債務者　淡路　和博
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県尼崎市七松町３丁目２番23号　メゾン立花101号
債務者　猪口　章子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係